

国際連合安全保障理事会決議第千八百三十三号

安全保障理事会は、

アフガニスタンに関する従前の決議、特に決議第千三百八十六号（二千一年）、第千五百十号（二千三年）、第千七百七十六号（二千七年）及び第千八百六号（二千八年）を再確認し、

また、決議第千二百六十七号（千九百九十九年）、第千二百六十八号（二千一年）、第千三百七十三号（二千一年）及び第千八百二十二号（二千八年）を再確認し、また国際連合憲章に従ってテロリズムを根絶するための国際的な努力に対する支持を再確認し、

武力紛争下の文民の保護に関する決議第千二百六十五号（千九百九十九年）、第千二百九十六号（二千年）、第千六百七十四号（二千六年）及び第千七百三十八号（二千六年）、女性及び平和と安全に関する決議第千三百二十五号（二千年）及び第千八百二十号（二千八年）並びに児童と武力紛争に関する決議第千六百十二号（二千五年）を想起し、

アフガニスタンの主権、独立、領土保全及び国家の統一に対する強い支持を再確認し、

アフガニスタン全土にわたる治安及び法と秩序を提供する責任がアフガニスタン当局に所在することを認識し、治安状況を改善するためのアフガニスタン政府に対する支援における国際治安支援部隊（ISAF）の役割を強調し、また、アフガニスタン政府のISAFとの協力を歓迎し、

アフガニスタンにおける課題の相互連関的な性質を再度認識し、治安、統治及び開発並びに麻薬対策の分野横断的な問題

についての持続的な進展が相互に強化し合うことを再確認し、また、包括的な取組を通じこれらの課題に対処するためのアフガニスタン政府及び国際社会の継続的な努力を歓迎し、

アフガニスタンにおける平和及び安定を促進するに当たり、国際連合が国際社会の努力を主導することにより引き続き果たす中心的且つ公平な役割を強調し、この文脈において、国際連合アフガニスタン支援ミッション（UNAMA）の目的とISAFの目的との間の相乗効果に留意し、また、それぞれに指定された責任を適切に考慮し、強化された協力、協調及び相互支援を行っていく必要性を強調し、

アフガニスタンにおける治安状況、特に、児童を含む地域住民、国家治安部隊並びに国際的な軍事要員及び文民要員に対する脅威となるタリバン、アル・カイダ、非合法武装集団、犯罪者及び麻薬取引に従事する者による暴力行為及びテロ行為の拡大、及びテロリズムの活動と不法薬物との間で強まっている結びつきについての強い懸念を表明し、

ISAFに対し、指定された責任の範囲内で、関係の国際的な及び地域の関係者と協力しつつ、不法な麻薬生産及びその密輸の脅威に対処するためのアフガニスタンによる持続的な努力を更にかつ効果的に支援するよう懇請し、

法の支配を保証し、アフガニスタン国民に安全と基本的役務を提供し、また、彼らの人権及び基本的自由の完全な享受を確保するためのアフガニスタン政府の能力に対してタリバン、アル・カイダその他過激派集団による暴力及びテロ活動がもたらす著しく有害な結果に対する懸念を同様に表明し、

治安状況を改善し、タリバン、アル・カイダその他の過激派集団によりもたらされている脅威に引き続き対処するため、ISAF及び不朽の自由作戦（OEF）連合を含む国際社会の支援を得て行われるアフガニスタン政府による継続的な努力への支持を改めて表明し、この関連で、ISAF及びOEF連合によるものを含む継続的な国際的努力の必要性を強調し、

文民、アフガニスタン部隊及び国際部隊を標的とするすべての攻撃（簡易爆発装置（IED）、自爆攻撃及び拉致を含む）、並びにアフガニスタンにおける安定、復興及び開発の努力への有害な影響を最も強い表現で非難し、並びにタリバーンその他の過激派集団が文民を人間の盾として利用していることを更に非難し、

タリバーン、アル・カーイダその他の過激派集団による増大した脅威及びこのような脅威に対処するための努力に係る課題を認識し、この文脈において文民の犠牲の多さに深刻な懸念を表明し、これに関連して、アフガニスタン当局及び国連高官による関連する声明並びに安全保障理事会議長によるプレス・ステートメントに留意し、国際人道法及び国際人権法の遵守並びに文民の保護を確保するためのすべての適切な措置を取ることを要請し、

文民の犠牲の危険性を最小化するためISAFその他の国際部隊により行われている努力を認識し、この観点から、特に戦術及び手続の継続的な見直し、並びに、文民の犠牲者が発生した場合及びアフガニスタン政府が共同調査を行うことを適当と判断する場合にアフガニスタン政府との協力で実施される事後の見直し及び調査により、追加的な強固な努力を行うことを要請し、

治安部門の改革（アフガニスタン国軍及び特にアフガニスタン国家警察の更なる強化、非合法武装集団の解体、司法部門の改革及び麻薬対策を含む。）の更なる進展の必要性を強調し、

この文脈において、アフガニスタンにおける法の支配及び人権の尊重を改善するためのアフガニスタンの刑務所部門の再建及び改革の更なる進展の重要性を強調し、

アフガニスタン憲法の枠内で平和的な政治対話及び自国の社会経済開発に建設的に従事すること、及び非合法の武装集団の使用を含む暴力を用いることを避けることに対するすべてのアフガニスタン政党及び集団への要請を改めて表明し、アフ

ガニスタン憲法の枠組み内で、また、安全保障理事会決議第千二百六十七号（千九百九十九年）及びその他の関連する決議により導入された措置の実施を十分に尊重して、アフガニスタン主導の和解計画の実施を奨励し、

アフガニスタン当局が、国連の支援を得て、次回の大統領選挙を組織するために果たす主導的役割を想起し、選挙に資する安全な環境を確保するに当たり、ISAFによりアフガニスタン当局に提供される支援の重要性を強調し、

隣接の及び地域のパートナーによるアフガニスタンの安定化のための貢献の重要性を認識し、アフガニスタンにおける治安、統治及び開発を促進するための効果的な手段として地域協力を進めることの決定的な重要性を強調し、

ISAFとOEF連合との間の継続的な調整、及びISAFとアフガニスタンにおける欧州連合のプレゼンス、特にその警察部門（EUPOL アフガニスタン）との間に確立された協力を歓迎し、

北大西洋条約機構（NATO）により提供される指導的役割並びにISAF及びアフガニスタンにおけるテロとの闘いの活動の枠内で、かつ国際法の適用可能な規則に従って実施される海上阻止の要素を含むOEF連合への多数の国による貢献に対する評価を表明し、

アフガニスタンにおける情勢が引き続き国際の平和及び安全に対する脅威を構成することを認定し、

アフガニスタン政府と調整し、ISAFの任務の完全な履行を確保することを決意し、

これらの理由により国際連合憲章第七章の下で行動し、

1. 決議第千三百八十六号（二千一年）及び第千五百十号（二千三年）が定める国際治安支援部隊の承認を二千八年十月十

三日から十二ヶ月間延長することを決定する。

2. I S A Fに参加している加盟国に対し、その任務を遂行するために必要なすべての手段をとる権限を付与する。

3. I S A Fにつき、その運用上のすべての要求に応えるため、これを更に強化する必要性を認識し、この関連で、加盟国に対し、要員、装備その他資源をI S A Fに提供し、及び決議第千三百八十六号（二千一年）に従って設立された信託基金に貢献を行うことを要請する。

4. 包括的な枠組みの中で、アフガニスタン治安部門の機能性、専門性及び説明責任を増大させることの重要性を強調し、I S A F及びその他のパートナーに対し、治安を確保し、アフガニスタンの全地域にわたって法の支配を確保する、自立的かつ民族的均衡のとれたアフガニスタン治安部隊を目指すとの目標に向けた前進を加速させるため、アフガニスタン国家治安部隊を訓練し、指導し及び強化するための努力を、財源の許す限り継続することを奨励し、この文脈において、カブールの主要な治安責任を負うことについてアフガニスタン当局が達成した進展を歓迎し、また、計画されているアフガニスタン国軍の拡大を支援することの重要性を強調する。

5. I S A Fに対し、部隊の任務の履行について、アフガニスタン政府、事務総長特別代表及びO E F連合と緊密に協議しつつ活動を継続することを要請する。

6. I S A Fの指導部に対し、その任務の履行について、事務総長を通じて安全保障理事会に定期的に報告（四半期報告の提出を通じるものを含む。）することを要請する。

7. この問題に引き続き積極的に関与していくことを決定する。